

**ユーキャンの全国通訳案内士＜地理・歴史・一般常識・実務＞ 速習テキスト&予想模試 第4版
訂正のお知らせとお詫び**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

■「第4版 第1刷（2026 年 3 月 1 日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.78	③歴史を感じさせる 瀬戸内の町 5 行目	「安芸の小京都」 竹原市 は、 <u>西条市</u> と並んで～	「安芸の小京都」 竹原市 は、 <u>東広島市の西条地区</u> と並んで～	2026.8.21
P.265	問 10 選択肢④ 3 行目	～自家用車運送行為 <u>まで違法と</u> <u>はされていない。</u>	～自家用車運送行為 <u>も違法であ</u> <u>る。</u>	2026.8.21
別冊 P.14	問 10 解説 4～5 行目	～金銭等をもらっていない <u>くても、有償の通訳案内業務の対価と一体のもの</u> とみなされるので、実態としては有償と判断され違法行為にあたります。	～金銭等をもらっていない <u>場合は違法行為にあた</u> りま <u>せん。</u>	2026.8.21
P.220	(2) 道路運送法 ①旅客自動車運送事業について 4 行目～7 行目	全国通訳案内士の <u>業務との関連では、自家用車を用いた運送行為は「無償」で行い、その他の通訳案内業務を「有償」で行った場合が問題となりますが、違法行為になる</u> というのが国土交通省の解釈です。	<u>ただし、全国通訳案内士が自家用車を用いた運送行為は「無償」で行い、その他の通訳案内業務を「有償」で行った場合、違法行為にはならない</u> というのが国土交通省の解釈です。	2026.8.7
P.220	欄外 ㉑ プラスアルファ	<u>全国通訳案内士の業務における自家用車の使用</u> <u>国土交通省は～判断されるとした。</u>	左記全体を削除	2026.8.7
P.189	本文 12 行目	<u>中国を抜いて初の 1 位に。</u>	<u>2022 年から 3 年連続で 1 位に。</u>	2026.7.17
P.255	一般常識 1 (1) 設問文 2 行目	<u>2023 年</u> まで訪日観光客の国別では (ア) が 1 位だったが、 <u>2024 年</u> は (イ) が	<u>2021 年</u> まで訪日観光客の国別では (ア) が 1 位だったが、 <u>2022 年から 2024 年</u> は (イ) が	2026.7.17